

# 青森県報

第四千四百三十八号

平成三十年  
四月十六日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………

(情 報 システム課) …… 一

### 人事委員会

○労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………

(職 員 課) …… 一

### 労働委員会

○あつせん員候補者の氏名等……………

(事 務 局) …… 二

### 雑 報

○平成二十九年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成三十年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………

(新産業都市建設事業団) …… 二

## 規 則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十八号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 青森県公害防止条例施行規則(昭和四十七年九月青森県規則第六十三号)第八号第三号本文及び第十七条第三号

第五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 青森県公害防止条例(昭和四十七年三月青森県条例第二号)第二十七条及び第四十二条

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会

### 人事委員会告示三十第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号(労働基準法別表第一の号別区分)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十六日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

別表第十二号の項中「同分校、」を削る。

## 労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成三十年四月十六日

青森県労働委員会会長 大 澤 一 實

氏名	職	業
大澤 一實	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授	
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部執行委員長	
小野 武司	青森県労働委員会委員（労働者委員） 三九五労働組合中央執行委員長	
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長	
内村 隆志	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバースユニオン副委員長	
北村真夕美	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長	
藤本 和夫	青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事	

齋藤 悦朗

青森県労働委員会委員（使用者委員）  
弘前航空電子株式会社顧問

小笠原 裕

青森県労働委員会委員（使用者委員）  
一般社団法人青森県経営者協会専務理事

白坂 和久

青森県労働委員会事務局長

櫻庭 浩

青森県労働委員会事務局次長

雑

報

青森県事業団公告第二号

平成三十年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百七回定例会の議を経た平成二十九年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第二号）ほか四件及び平成三十年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年四月十六日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

## 平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）

平成29年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 2	千円 △2	千円 0
	1 預 金 利 子	1	△1	0
	2 雑 入	1	△1	0
歳 入 合 計		33,943	△2	33,941

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 団 費		千円 33,943	千円 △2	千円 33,941
	1 事業団運営費	33,943	△2	33,941
歳 出 合 計		33,943	△2	33,941

## 平成29年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	267,064千円	△260,937千円	6,127千円
第1項 営業収益	260,940千円	△260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	6,124千円	3千円	6,127千円
支 出			

第1款 事業費用	89,725千円	△89,625千円	100千円
第1項 営業費用	89,725千円	△89,625千円	100千円

## 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	119,278千円	△36,498千円	82,780千円
第1項 営業収益	36,624千円	△36,624千円	0千円
第2項 営業外収益	82,654千円	126千円	82,780千円
支 出			
第1款 事業費用	42,874千円	△21,289千円	21,585千円
第1項 営業費用	21,389千円	△21,289千円	100千円

（資本的収入及び支出）

第3条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円	△1,342,000千円	0千円

## 平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	116,202千円	△16,172千円	100,030千円
第1項 営業収益	16,171千円	△16,171千円	0千円
第2項 営業外収益	100,031千円	△1千円	100,030千円
支 出			
第1款 事業費用	15,299千円	△15,168千円	131千円
第1項 営業費用	15,268千円	△15,168千円	100千円

## 平成29年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	496,180千円	△1,259千円	494,921千円
第1項 営業収益	496,123千円	△2,981千円	493,142千円
第2項 営業外収益	57千円	1,722千円	1,779千円
支 出			
第1款 事業費用	328,477千円	△10,512千円	317,965千円
第1項 営業費用	328,477千円	△10,512千円	317,965千円

#### 平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### 第1表 歳入歳出予算

##### 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 6,576
	1 負担金	6,576
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳 入	合 計	6,579

##### 歳 出

款	項	金 額
1 事業団費		千円 6,579

	1 事 業 団 運 営 費	6,579
歳 出	合 計	6,579

## 平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成30年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 356,938
	1 臨 海 収 入	356,056
	2 市 川 収 入	882
歳 入	合 計	356,938

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 356,938
	1 臨 海 事 業 費	356,056
	2 市 川 事 業 費	882
歳 出	合 計	356,938

## 平成30年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	267,064千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	6,124千円

## 支 出

第1款 事業費用	89,725千円
第1項 営業費用	89,725千円

## 平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	119,491千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	82,867千円

支 出	
第1款 事業費用	21,805千円
第1項 営業費用	21,389千円
第2項 営業外費用	416千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,342,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,342,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,540,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

## 平成30年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	116,198千円
第1項 営業収益	16,171千円
第2項 営業外収益	100,027千円

支 出	
第1款 事業費用	15,295千円
第1項 営業費用	15,268千円
第2項 営業外費用	27千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	0千円
支 出		
第1款	資本的支出	60,000千円
第1項	長期借入金償還金	60,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

平成30年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	事業収益		480,345千円
第1項	営業収益		479,130千円
第2項	営業外収益		1,215千円
支 出			
第1款	事業費用		311,182千円
第1項	営業費用		311,182千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭